

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成24年度第3回武蔵村山市自立支援協議会
開 催 日 時	平成24年10月15日（月）午後2時00分 ～午後4時00分
開 催 場 所	市民総合センター3階 集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：椎木委員、笹本（秋）委員、長田委員、有賀委員、森本委員、須永委員、岩瀬委員、見崎委員、鈴木委員、押田委員、古川委員、笹本（悦）委員、高橋委員、市川委員、菅原委員 欠席者：仲田委員、川崎委員、足立委員、榎本委員
議 題	議題1：訪問系、日中活動系、居住系サービス事業者部会及び障害当事者団体連絡会（仮称）の開催状況について 議題2：プロジェクトチームでの課題の検討結果について 議題3：その他 （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）について （2）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行について
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1について 訪問系、日中活動系、居住系サービス事業者部会及び障害当事者団体連絡会（仮称）の開催状況についての報告を行った。 議題2について 災害時における障害者支援の充実を図るため、警察や消防などとの協議を進めることと、二次避難所を確保することを内容とした要望書を市に提出することを決定した。 議題3について 障害者総合支援法、障害者虐待防止法の施行について説明を行った。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） ● 会 長 ○ 委 員 ■ 事務局	・配布資料の確認 ・前回の会議録の承認 ● 意見がないようなので、前回の会議録を承認する。 ・議題1 訪問系、日中活動系、居住系サービス事業者部会及び障害当事者団体連絡会（仮称）の開催状況について ● このことについて、事務局から説明をお願いする。 事務局より説明 ■ 資料1、訪問系、日中活動系、居住系サービス事業者部会及び障害当事者団体連絡会の開催報告を御覧いただきたい。 前回の定例会の後に訪問系、日中活動系、居住系の各事業者部会が開催された。 まず、訪問系サービス事業者部会についてであるが、9月25日（火）の午後2時から市民総合センターの小会議室で行われ、対象5

事業所のうち5事業所が参加した。内容は、各事業所の事業内容の紹介を行った。部会長は選出せず、司会及び会議記録は参加する事業所が持ち回りで行う。次回の会議の開催予定はアンケートにより決定することとされた。

日中活動系サービス事業者部会については、9月28日(金)の午後5時30分から市民総合センターの小会議室で行われ、対象9事業所のうち8事業所が参加した。内容は、各事業所の事業内容の紹介を行った。部会長は選出せず、司会及び会議記録は参加する事業所が持ち回りで行う。部会は2ヶ月に1回で午後4時から行い、次回の会議は11月21日(水)の午後4時からを予定することとされた。

居住系サービス事業者部会については、9月28日(金)の午後1時30分から市民総合センター2階のボランティアセンター会議室で行われ、対象6事業所のうち6事業所が参加した。内容は、各事業所の事業内容の紹介、また部会の目的と役割の確認を行った。部会長は選出せず、司会及び会議記録は参加する事業所が持ち回りで行う。部会は2ヶ月に1回、午後に行う。次回の会議は、11月30日(金)の午後1時30分から市民総合センター2階の会議室で行う予定とすることとされた。

障害当事者団体連絡会(仮称)については、10月2日(火)の午後2時から市民総合センター3階の小会議室で行われ、対象11団体のうち6団体が参加した。内容は、名称を「武蔵村山市障がい者(児)連絡協議会」と決定し、会長にむらやまアイの会の見崎氏を選出した。副会長及び事務局長の選出は次回行う予定である。代表者会の開催については2ヶ月に1回程度とし、次回の会議は11月16日(金)の午後2時から行う予定とすることとされた。

- 事務局から説明が終わったが、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
- 居住系サービス事業者部会についてだが、部会の中で、何故部会を開催するのかがはっきりとわからないという話になった。
- このことについては、次回話し合う。他に何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
- 日中活動系サービス事業者部会に出席したが、部会開催の意図や話し合う内容について分かりづらいという意見がでた。
- 各部会において話し合われた内容や課題を、最終的には定例会に上げて、その中で議論することになる。このことについて、事務局から説明をお願いします。
- 当市では、これまで障害当事者、サービス事業者の横の繋がりを作る機運が盛り上がらなかった。このことから、障害当事者、サービス事業者の横の繋がりを作ってはどうかという提案を申し上げ、部会が設置された。現状としては、手探りの状態で議論を進めていることとは思いますが、事務局側から積極的に投げかけて議論をしてもらうものではないと考えている。障害当事者、サービス事業者にそれぞれ集ってもらい、現場で起きている困難事例等を話し合ってもらい、制度上どのように解決していくのかを定例会で検討できるようにしていけば

よいのではと思う。

- 訪問系サービス事業者部会に出席したが、部会では、現場で実際にどのようなことが起きていて、その事例に対してどのようなことを講じていくかを話し合い、定例会に上げることとなる。だが、各訪問系サービス事業者にはそれぞれ得意分野があり、その得意分野以外の事柄については、議論に入ることが難しい。そのため、一つの議題に対し、全ての事業者が議論できる訳ではなく、全体として部会をまとめていくことが難しい。
- 部会を誰かが中心となってまとめていく必要があると思うが、現在は部会長を選出しないとなっていて、まとめる人がいない。
- 各部会でまとめる人については決めていただきたい。
- 情報を共有する前に、事業者の仕事内容は異なるということを理解し、お互いを知ることから始めればよいのではないか。
- 当面は各事業者でどのような問題、課題を抱えているかを明らかにし、情報共有をした上で進めていけばよいのではないか。
- 当事者団体としては、問題点を定例会に挙げるということを考えている。
- 今後の議論の進め方についても、各部会で話し合いをしてもらい、定例会で発表してもらおうのがよいかと思う。

・議題2 プロジェクトチームでの課題の検討結果について

- プロジェクトチームでの課題の検討結果についての議題についてに移る。先に、障害者の「はたらく」を考える部会に発表をしていただきたい。
- 資料3をご覧ください。9月10日に行われ、6名が参加した。まず、障害者の雇用チャレンジ事業についてだが、今年の4月から市民総合センターの清掃業務が継続されているため、提言は行わないこととする。

精神障害者向けの就労支援の強化、充実についてだが、まずは、市民の経済的な状況を知る必要があり、市からデータを提供してもらった上で、障害者の平均的なモデルを作成し、議論を進める。

精神障害者の日中活動の場の確保、増設についてだが、今後利用者が増えることが見込まれるため、精神障害者に限定せず、障害者全体の課題として検討していく必要があると考えている。
- 次に、障害者のくらしを考える部会に発表をしていただきたい。
- 障害者のくらしを考える部会は、9月12日、10月5日に開催された。資料2をご覧ください。第1回目の会議では、各当事者団体から提出された要望について精査し、議論した。第2回目の会議で

は、各当事者団体が提出した要望について具体的な説明をしてもらい、多数ある要望に優先順位をつけることとした。話し合いの中で、災害時の対応への不安があり、緊急でこれに対する要望を提言する必要があると結論づけられた。本日の定例会で、皆様のご意見を伺い、次回の部会での議論の参考にさせていただきたい。

- まず、障害者の「はたらく」を考える部会の発表について、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
- 発表を聞いて、障害者の統計データを基にモデルを作成することが重要であることがわかった。
- 「はたらく」という意味を考えたときに、市内の平均的な障害者はどのような者なのかを把握してからでなければ、議論することは難しいと考え、障害者の平均的なモデルを作成することにした。
- 発達障害や高次脳機能障害の方は、障害福祉サービスを受けることができるのか。
- 発達障害や高次脳機能障害の方は、障害者自立支援法においては精神障害者として扱われる。必ずしも精神障害者保健福祉手帳を所持していることが条件ではなく、医師の診断書等で対象となる病名が確認できれば、障害福祉サービスの対象となる。
- 次に、障害者のくらしを考える部会の発表について、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
- 昨年の震災後に、各障害者の連合団体等が報告書を出していることから、内容については事務局で調べていただければわかると思う。平成25年度予算編成の時期も踏まえて検討していただければと思う。
- 平成25年度の予算編成の時期を考えると、遅くとも11月上旬までには市に提言する必要があるのではないか。災害時の対応について、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
- 情報提供させていただく。災害時に、武蔵村山市では福祉的な支援が必要な方が避難できる場所として、2箇所の高齢者支援施設と提携していると聞いている。また、特別支援学校、障害者支援施設1箇所も避難できる場所になっている。
- サンシャインホーム、伊奈平苑は災害時の二次避難場所として市と協定している。北多摩西部消防署長の話によると、都の関係機関、市とは話ができていないということから、市は消防署や警察署としっかり連携してもらいたい。
- 災害時に、福祉的な支援が必要な方の避難場所の拡充等、災害時の障害者支援の充実を提案させていただく。
- 災害時のバンダナ（障害者とわかるもの）を利用したものを作成しては。

- 市の防災計画を作成するにあたり、障害者のことを考慮した内容としてほしい。
- 災害時の二次避難場所の確保、防災計画に障害者のことを考慮した内容を含めるという意見が出ており、11月上旬頃に市に提言することよろしいか。
- 障害者のくらしを考える部会からこの提言が出ているが、障害当事者団体連絡会から出るのが本来の形ではないか。
- 障害当事者団体連絡会で議論をする前に出ている提言である。
- 障害者のくらしを考える部会で出された要望は、時間をかけて一つひとつ精査していきたいと考えている。
- 現段階で出されている要望をまとめて提言をすることになる。市に提言するにあたり、どのような方法でまとめていくか。
- 現状の提言をさらにまとめているということか。
- 市に提言できる内容であると思う。
- 災害時の二次避難所の確保について、11月上旬頃に市に提言することよろしいか。他の内容については、また各部会で要望や課題等を議論し、精査していただきたい。
- 二次避難所に避難できる障害者は、どのような方が対象なのか。
- 今後そのような詳細の内容についても議論する必要がある。他に御意見がないようなので、11月上旬に市に先の要望を提言する。事務局からは何か連絡事項はあるか。
- 自立支援協議会から市への緊急要望書として、災害時の障害者支援という内容で、警察、消防などとの協議を進められるようにということと、二次避難所を確保することを案として作成することとする。
- 防災安全課が障害福祉課との連携をとり、障害者のことを考慮して防災計画を策定していただきたい。
- これに対し御意見があれば伺いたい。
- 実際、防災安全課に障害者のことを考慮するように伝えたと、主管課ではないと言われてしまう。
- では、この意見も含め3つの内容を要望書として提言する。

・議題3 その他

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障

害者総合支援法) について

- 議題3について、事務局から説明をお願いします。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）について説明する。資料4をご覧ください。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要については、複数の法律が改正されることとなる。この中で、障害者自立支援法関係の事柄を説明する。
資料の概要をご覧ください。「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と題名を変更する。また、障害者の範囲は、障害者（児）の範囲を拡大し、難病等を加え、障害福祉サービスを受けることができるようになる。従来の「障害程度区分」という名称を「障害支援区分」とし、障害の多様な特性等に応じて必要とされる支援の度合いを示すものとする。障害者に対する支援として、重度訪問介護の対象を拡大する。これらの法律が来年度の4月に施行される。「障害支援区分」の認定を含めた支給決定のあり方については、法律の施行後、3年を目途に変更を検討する予定である。

(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行について

- 続いて、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行について、事務局から説明をお願いします。
- 資料5をご覧ください。障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、障害者虐待防止法が成立し、10月から施行されている。対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）で、障害や社会的障壁により日常生活や社会生活が困難な方である。障害者虐待の例としては3つ挙げられ、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待である。障害福祉課が虐待防止センターとなっているため、日中は障害福祉課に問い合わせいただき、夜間は市役所警備員室が問い合わせ先となっている。
- このことについて、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。
- 家庭内で虐待が発生した場合、障害者が虐待されていることが、障害者虐待防止法による通報の要件となるのか。
- 虐待防止法については、既に配偶者虐待防止法、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法が施行されている。直近で施行されたのが障害者虐待防止法である。家庭内で配偶者間の虐待が発生した場合、被虐待者が障害者であれば障害者虐待防止法が適応され、被虐待者が障害者でなければ配偶者虐待防止法が適応される。
- 障害者の虐待が発生し、通報があった場合、市はどのような対応を

	<p>とるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 虐待には様々なパターンがあり、事前の調査や警察官と共に立ち入り調査を行い、一時的な保護をする。被虐待者である障害者と、虐待をしている者の双方に支援を各々行う。 ● 他に何か質疑又は御意見があれば伺いたい。 ○ 障害者虐待防止センターの職員は、障害福祉課の職員であると考えてよろしいか。 ■ 現状の障害福祉課の職員を増員せず、障害者虐待防止センターの職務と兼任する。 ■ 市に提言する要望書の案を委員にどのように報告するか。 ● 事務局が作成する要望書の案を、提言する前に委員に報告するか、それとも提言後に報告するのがよろしいか。 ○ 事務局が要望書の案を作成し、会長が確認し、要望書として市長に提出するのがよろしいのではないか。 ● 満場一致ということで、このように進めたい。 次回の定例会の日程を決定したい。 ○ 今年度は今後何回開催する予定なのか。 ■ 事務局では2ヶ月に1回の開催を想定している。 ● 12月若しくは1月に開催するのがよろしいのではないか。 ○ 次回の定例会では、市に提言した結果がわかるのか。 ■ 市の平成25年度の予算編成については、年内に予算の第一次原案の内示があり、2月に予算の原案ができる予定である。予算を必要とする課題について、予算に反映されたかどうかははっきりわかるのは、2月末頃である。一次原案の内容については、年明けには明確になる。 ● 1月21日に開催するのはいかがか。 ● 満場一致で、次回の定例会は1月21日の午後2時から開催することとする。 市に提出する要望書については、提出したという報告を、後日文書で委員に送付する。
--	---

会議の公開・ 非公開の別	■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()
-----------------	--

傍聴者：0人

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	健康福祉部 障害福祉課（内線：642）
-------	---------------------

（日本工業規格A列4番）